

「食料・農林水産業の国際標準戦略（案）」に関する意見・情報の募集について

令和8年6月1日
農林水産省新事業・食品産業部

この度、「食料・農林水産業の国際標準戦略（案）」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

政府全体の国際標準活動の基本方針となる「新たな国際標準戦略」（令和7年6月3日、内閣府知的財産戦略本部決定）においては、8つの「戦略領域」の一つに「食料・農林水産業」が位置付けられています。同戦略では、今後、これらの領域において国際標準活動を強化するとともに、国内及び国際規格の整備とその普及を目指すため、領域ごとの詳細な国際標準戦略を策定・実行することとされています。

このため、農林水産省では、有識者から成る「食料・農林水産業領域に係る国際標準戦略検討会」を開催し、同検討会での意見も踏まえ、食料・農林水産業分野における国際標準戦略案を取りまとめました。

本意見公募は、当該案について広く国民等から意見・情報を募集し、提出された意見・情報を考慮した上で、本案を決定することを目的として実施するものです。

※ 令和8年1月、3月に開催した食料・農林水産業領域に係る国際標準戦略検討会の詳細については、こちらを御覧ください。

[（食料・農林水産業領域に係る国際標準戦略検討会：農林水産省）](#)

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省新事業・食品産業部食品製造課基準認証室において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省新事業・食品産業部食品製造課基準認証室

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。なお、これらの個人情報は、必要に応じて、御意見の具体的な内容を確認させていただく場合などのために任意で記入をお願いするものです。

また、意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

5 意見・情報受付期間

令和8年5月28日～令和8年6月10日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

① 食料・農林水産業の国際標準戦略（案）